

市長室から

お答えします

自転車で走行するときのルール

Q 小さい子どもや犬を連れて散歩をしているときに、歩道を自転車がスピードを出して走ってきて危ない思いをしました。何か対策はありませんか。

A 自転車は、原則として車道を走行することになっています。例外として歩道を走行できる場合がありますが、その場合は歩行者が優先で、自転車は歩道の車道寄りを安全な速度で走行しなければなりません。

市では、自転車運転者の安全運転意識の向上のため、各交通安全運動期間中に、街頭キャンペーンやのぼり旗の設置などの啓発を行っています。

また、歩道を走行する自転車が多く見受けられる道路には、悪質な自転車運転者への対策として、自転車は車道を走るように促す注意看板を設置していく予定です。

自転車が歩道を通行できる場合

○道路標識などで指定された場所を運転する場合



- 13歳未満の人や70歳以上の人、体に障がいのある人が運転する場合
- 交通量が多くて危険なときなど、やむを得ない場合

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介しています。

消費生活相談

Q&A

架空請求に注意してください

Q トラブルの解決をする団体を名乗るところから「あなたが以前契約した訪問販売会社に対して未納料が発生し、裁判所に訴状申請された事を報告します」という、はがきが届きました。心当たりがありませんが、「放置すると裁判になり、財産の差し押さえなどをされることになるので、万が一身に覚えがなくても連絡するように」と書いてあります。確認のために、連絡した方が良いでしょうか。

A 郵便や電子メールなどで、身に覚えのない請求を受けたという「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。「裁判所に訴訟申請した」などと不安をあおって、言葉巧みにありもしない金銭請求をし、だまし取る手口です。こ

のような架空請求に対しては、脅し文句などにひるむことなく、絶対に相手に連絡したり、お金を支払ったりしてはいけません。

しかし、心当たりのない請求であっても、裁判所から書類が届く場合もあります。その際は、放置せずに2週間以内に裁判所に対して「異議の申し立て」をする必要があります。

裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が送られる場合には、「特別送達」という特別な郵便で送付されます。

この郵便の特徴は次の3つです。

- ①「特別送達」と書かれた、裁判所の名前入りの封書で送付されてくる(はがきや普通郵便で送られてくることはありません)
- ②郵便物を配達した職員が名宛人に手渡しし、受取人は署名または押印を求められる
- ③裁判所で付した「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」の事件番号、事件名が書かれている

本当の「支払督促」には、金銭を振り込む預金口座が記載されることはありませんし、裁判所から「お金を振り込むように」という連絡が来ることもありません。

判断に困る書面が届いたときは、それを持って消費生活センターに相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。